

平成 23 年 度

# 栃木県立高等学校入学者選抜実施細則

栃木県教育委員会

平成23年度 県立高等学校入学者選抜関係諸日程

			2 月								
			22	火	フレックス特別選抜 願書等提出期間 (23日正午まで)						
			23	水							
			25	金	フレックス特別選抜 受検票交付期間 (午後3時30分まで)						
			28	月							
全日制課程				定時制課程				通信制課程			
2 月				3 月				3 月			
1	火		1	火		1	火		1	火	
2	水		2	水		2	水		2	水	
3	木	推薦入学願書等 提出期間 (4日午後3時まで)	3	木		3	木		3	木	
4	金		4	金		4	金		4	金	
5	土		5	土		5	土		5	土	
6	日		6	日		6	日		6	日	
7	月		7	月	学力検査	7	月	フレックス特別選抜	7	月	
8	火		8	火		8	火		8	火	
9	水	推薦入学面接	9	水		9	水		9	水	
10	木		10	木		10	木		10	木	
11	金	(建国記念の日)	11	金	合格者発表	11	金	フレックス特別選抜 合格者発表	11	金	願書等提出期間
12	土		12	土		12	土			12	
13	日		13	日		13	日		13	日	
14	月	推薦入学合格者内定	14	月		14	月	願書等提出期間 (15日正午まで)	14	月	
15	火		15	火		15	火			15	
16	水	願書等及び 調査書提出期間 (17日正午まで)	16	水		16	水		16	水	
17	木		17	木	学力検査	17	木	学力検査	17	木	
18	金		18	金		18	金		18	金	
19	土		19	土		19	土		19	土	
20	日		20	日		20	日		20	日	
21	月		21	月	(春分の日)	21	月	(春分の日)	21	月	面接(春分の日)
22	火	出願変更期間 (23日正午まで)	22	火		22	火		22	火	
23	水		23	水		23	水	合格者発表	23	水	
24	木		24	木		24	木		24	木	願書等提出締切
25	金	受検票交付期間  (午後3時30分まで)	25	金		25	金		25	金	
26	土		26	土		26	土		26	土	
27	日		27	日		27	日		27	日	
28	月		28	月		28	月		28	月	合格者発表
				29	火		29	火		29	火
			30	水		30	水		30	水	
			31	木		31	木		31	木	

出願に必要な書類（全日制課程）

提出者	提出書類	様式 番号	県内からの出願			県外からの出願		海外帰国者・外国人等の出願			
			推薦入学	自学区	他学区	近隣の学区・隣接地域	その他からの出願	県内の中学校	日本人学校	外国の現地校	
志願者	入学願書等	4 5 6	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自学区扱い許可願 (普通科、総合学科を志願する場合に提出)	1	△		△		△	△	△	△	
	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	海-1						○	○	○	
	自己申告書	11	該当する者で、かつ提出を希望する者								
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	12	該当者（中学校卒業証明書も提出）								
中学校	入学願書等送付状	7	推-2	○	○	○	○	特別Aは海-2 特別Bは7			
	個人別入学願書等預り証	9の2		☆	☆	☆					
	推薦書	推-1	○			□					
	調査書	8	○	○	○	○	○	○	○	★	
	公立高等学校を併願しない旨の「証明書」	2				○	■				
栃木県立高等学校入学志願承認申請書	3					○		○	○		

・入学願書等及び調査書提出期間（2月16日及び2月17日正午まで）の提出資料

様式4、5、6、7、8

（該当者は様式1、2、3、11、12も提出）

ただし、推薦入学、海外帰国者・外国人等の特別選抜検査の書類提出期間については、それぞれ11頁、14頁、15頁を参照すること。

注) △印：一家転住等、特別な事情により、平成23年4月8日までに当該高等学校を学区内の高等学校とする市町に居住する予定の者

☆印：必要とする中学校

★印：成績証明書又はこれに代わるものでよい。

□印：専門学科への出願のみ認める。その際、様式7に代えて様式推-2を提出する。

■印：馬頭高等学校水産科へ出願する場合

出願に必要な書類（定時制課程）

提出者	提出書類	様式 番号	県内からの出願		県外からの出願				海外帰国者・外国人等の出願		
			フレックス特別選抜	学力検査	近隣の隣接学区・地域		その他のからの出願		県内の中学校	日本人学校	外国の現地校
					フレックス特別選抜	学力検査	フレックス特別選抜	学力検査			
志願者	入学願書等	4 5 6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	海-1							○	○	○
	自己申告書	11		※		※		※	※	※	※
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	12		△		△		△	△	△	△
	フレックス特別選抜志願理由書（自己PR書）	フ-1	○		○		○				
中学校	入学願書等送付状	7	フ-2	○	フ-2	○	フ-2	○	○	○	
	個人別入学願書等預り証	9の2	☆	☆	☆	☆					
	調査書	8	○	○	○	○	○	○	○	○	★
	公立高等学校を併願しない旨の「証明書」	2			○	○					
	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	3					○	○		○	○

・入学願書等提出期間（3月11日、3月14日及び3月15日正午まで）の提出資料

様式4、5、6、7、8

（該当者は様式2、3、11、12も提出）

ただし、フレックス特別選抜、海外帰国者・外国人等の特別選抜検査の書類提出期間については、それぞれ20頁、21頁を参照すること。

注) ☆印：必要とする中学校

★印：成績証明書又はこれに代わるものでよい。

※印：該当する者で、かつ提出を希望する者

△印：該当者（中学校卒業証明書も提出）

## 目 次

第1	全日制課程について	1
1	募 集	1
(1)	募集定員	1
(2)	入学志願資格	1
(3)	通学区域	1
(4)	県外からの入学志願者の取扱い	1
2	出願方法	2
(1)	出 願	2
(2)	入学志願者の出願手続	3
(3)	出願変更	3
(4)	中学校長の手続	4
(5)	高等学校長の処理	5
(6)	保護者の転勤等に伴う特別出願	6
(7)	出願書類の提出及び受検票の交付期間	7
(8)	学力検査の受検の際に特別な配慮が必要な受検者について	7
(9)	受検辞退	8
3	学力検査	8
(1)	学力検査問題	8
(2)	学力検査の実施	8
(3)	学力検査受検者の心得	8
4	面接及び実技検査	9
(1)	面接の実施	9
(2)	実技検査の実施	9
5	入学者の選抜	9
(1)	選抜委員会の設置	9
(2)	選抜の方法	9
(3)	選抜の手順等	10
(4)	学力検査を受検できなかった者に対する処置	10
6	合格者の発表	10
(1)	日 時	10
(2)	発表の方法	10
7	学力検査得点の簡易開示	10

8	推薦入学	10
(1)	募 集	10
(2)	出願方法	11
(3)	面 接 等	12
(4)	入学者の選抜	12
(5)	合格内定者の通知及び合格者の発表	12
(6)	不合格者の取扱い	13
9	海外帰国者・外国人等の受検に関する特別措置	13
10	中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例	16
第2	定時制課程について	17
1	出願方法	17
2	学力検査	18
3	入学者の選抜	18
4	合格者の発表	19
5	学力検査得点の簡易開示	19
6	フレックス特別選抜	19
7	海外帰国者・外国人等の受検に関する特別措置	21
第3	通信制課程について	22
1	募 集	22
2	出願方法及び面接等	22
3	入学者の選抜	22
4	合格者の発表	22
別記	調査書作成の要領	23
	様式1～16、推－1～推－4、海－1～海－4、フ－1～フ－2	27
	別表1～5	54
資料1	栃木県立高等学校入学者選抜の方針	63
資料2	入学の志願と通学区域（学区）について	64
資料3	隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定（抜粋）	66
資料4	平成23年度隣接県協定内容（概要）	67
	出願の手續と処理（全日制課程）	68

# 平成23年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則

## 第1 全日制課程について

平成23年度栃木県立高等学校（全日制課程）入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

### 1 募 集

#### (1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

#### (2) 入学志願資格

高等学校に入学を志願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成23年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、又は修了見込みの者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、又は修了見込みの者

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（注）上記キにより高等学校に出願しようとする者は、入学願書提出前に各志願先高等学校において認定を受けてから出願するものとする。

#### (3) 通学区域

ア 入学志願者は、「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」に基づいて出願するものとする。（規則の概要は、資料2「入学の志願と通学区域（学区）について」（64頁）参照）

イ 栃木県内他学区の全日制普通科及び総合学科（ただし、中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科は除く。）の高等学校に志願しようとする者の中で、一家転住等、特別な事情により、平成23年4月8日までに当該高等学校を学区内の高等学校とする市町に居住する予定の者については、自学区扱いとする。その出願に当たっては、「自学区扱い許可願」（様式1（27頁））を入学願書に添えて提出しなければならない。

#### (4) 県外からの入学志願者の取扱い

ア 近県の隣接学区・地域内からの出願

(ア) 隣接学区・地域からの入学志願者の取扱いについては、別に定める「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」等（資料3（66頁）、資料4（67頁））によるものとする。

(イ) 出願に当たっては、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」（様式2（28頁））を添付するものとする。

## イ 近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願

(ア) 隣接学区・地域以外からの入学志願者については、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」(様式3(29頁))を添付して出願するものとする。なお、志願先高等学校長は、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が平成23年4月8日までに県内に居住予定である場合に受け付けるものとする。

ただし、馬頭高等学校水産科への入学志願者については、上記理由にかかわらず、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式2(28頁))を添付することにより出願を受け付けるものとする。

(イ) 学区については、「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」によるものとする。(規則の概要は資料2(64頁)参照)なお、出願に際しては、(3)のイ(1頁)を準用するものとする。

## 2 出願方法

### (1) 出 願

ア 次の学校については、条例により設置が定められるまで仮称とするが、出願に必要な書類の提出に当たっては、(仮称)の表記は要しないこととする。

宇都宮工業高等学校(仮称)

佐野東高等学校(仮称)

佐野松桜高等学校(仮称)

矢板高等学校(仮称)

イ 入学志願者は、次の(ア)、(イ)の場合を除き、1校1学科(科)に限り出願するものとする。

(ア) 次の学科を志願する場合は、同一校のそれぞれの学科の中の異なる系・科を第3志望まで出願することができる。(系による出願は宇都宮工業高等学校(仮称)のみ)(別表1)(54頁)参照)

a 農業に関する学科

b 工業に関する学科

c 商業に関する学科

(イ) 小山高等学校の数理科学科、黒磯南高等学校の英語科及び小山南高等学校のスポーツ科を第1志望として出願する者は、同一校の普通科を第2志望として出願することができる。(別表2)(54頁)参照)

ウ 栃木工業高等学校の電気科及び電子科は、一つの科として出願するものとする。(一括募集)なお、願書等の記入に当たっては電気・子科の略称を用いることとする。

エ 出願及び出願変更については、次の(ア)、(イ)、(ウ)によるものとする。

(ア) 1の(2)のア、イに該当する者は、在学又は出身中学校長を経由して志願先高等学校への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者(平成17年3月以前の卒業)は、志願者本人が志願先高等学校長への手続を行う。

(イ) 1の(2)のエに該当する者は、(ア)に準ずるものとする。

(ウ) 1の(2)のウ、オ、カ、キに該当する者は、本人が直接、志願先高等学校への手続を行う。

## (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学考査料納付票(様式4(30頁))

(イ) 入学願書(様式5(30頁))

(ウ) 受検票(様式6(30頁))

イ 全日制課程志願者は、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」(昭和24年栃木県条例第10号)により、入学考査料として2,200円を、栃木県収入証紙を用い「入学考査料納付票」にはって納付する。

ウ 1の(2)のア、イ、エに該当する者のうち、欠席が多い状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式11(39頁))を提出することができる。「欠席が多い」とは、第3学年の欠席日数が、30日以上の場合とする。なお、「自己申告書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、中学校長へ提出する。

エ 入学志願者のうち、1の(3)のイに該当する者は、「自学区扱い許可願」(様式1(27頁))を提出する。

オ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式12(40頁))及び中学校卒業証明書を提出する。なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに、志願先高等学校長へ直接提出する。

## (3) 出願変更

ア 「入学願書」提出後において、出願先高等学校又は志望の系・科を変更しようとする者(以下「出願変更希望者」という。)は、(7)(7頁)のBに定める期間内において、1回に限り、出願を変更することができる。なお、第2志望あるいは第3志望だけの変更もできる。

イ 出願変更は、同一校の他の学科、同一学科の他の系・科へ出願する場合であっても、同一校の同一学科(系・科)へ再び出願する場合であっても認める。

ウ 出願変更希望者は、以下の手続を行う。ただし、出願変更に当たっては、入学考査料の再納付は必要としない。

(ア) 「出願変更願」(様式10の1(37頁))を、在学又は出身中学校長を経由して出願先高等学校長に提出し、出願の取下げをする。

(イ) 出願先高等学校から返却された「入学願書」の「出願学校」欄及び「志望の課程及び学科(系・科)」欄について必要事項を訂正の上、願書と同一の印鑑を押印し、中学校長を経由して新たな志願先の高等学校へ提出(再出願)する。

(ウ) 出願時に本人が直接志願先高等学校に出願した場合は、本人が出願変更(取下げ及び再出願)の手続を行う。

エ 中学校長は、出願変更に当たっては、(4)のウ(4頁)によりその手続をとる。

オ 高等学校長は、中学校長から出願変更(取下げ及び再出願)の願いのあった場合、(5)のアの(イ)(5頁)によりその手続をとる。

#### (4) 中学校長の手続

##### ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。

また、調査書の作成については、別記「調査書作成の要領」(23頁)に従うものとする。

##### イ 入学願書等の提出

- (ア) 出願に必要な書類に「調査書」(様式8(33頁))、「入学願書等送付状」(様式7(32頁))を添えて、(7)(7頁)のAに定める期間内にそれぞれの志願先高等学校長に提出する。その際「入学願書等預り証」(様式9の1(35頁))の交付を受ける。

また、「個人別入学願書等預り証」を必要とする中学校長は、様式9の2(36頁)に基づいて作成し、必要事項を記入の上、出願に要する書類とともに提出して收受印の押印を受ける。なお、「個人別入学願書等預り証」は出願の時点では個人ごとに切り離さないこと。

- (イ) 入学志願者のうち、欠席が多い状況等について説明しようとする者が中学校長に提出した「自己申告書」(様式11(39頁))も厳封のまま添えて提出する。
- (ロ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者(平成17年3月以前の卒業)については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

##### ウ 出願変更

- (ア) 出願の取下げ

出願変更による取下げの場合は、「出願変更願」(様式10の1(37頁))に、先に出願した高等学校から交付を受けた「入学願書等預り証」及び「個人別入学願書等預り証」(交付を受けた中学校の場合)を添えて当該高等学校長に提出し、その出願変更を願い出た生徒の「入学願書」「調査書」等の返却を求める。(出願変更については(3)(3頁)参照)

- (イ) 再出願

出願変更による再出願の場合は、返却された「入学願書」「調査書」の「出願学校」欄、「志望学科」欄等の訂正事項を確認の上、①新たな「入学願書等送付状」(出願変更者のみを記入したもの)及び②再出願先高等学校から既に交付されている「入学願書等預り証」を、再出願先高等学校長に提出する。ただし、先に再出願先高等学校に出願者のなかった場合は、「入学願書等預り証」を要しない。

##### エ 受検票の受理

「受検票」は、出願した高等学校から「入学願書等預り証」と引換えに、(7)(7頁)のCに定める期間内に交付を受ける。やむを得ない事情により、郵送を希望する場合は、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願の際に、返信用封筒(返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの)を志願先高等学校に提出する。

ただし、(5)のウの(イ)(6頁)に該当する場合は、この限りではない。

また、学力検査において面接を実施する高等学校から、「面接日時通知書」(様式14(42頁))の交付を受ける。

##### オ 県外からの出願について

「調査書」の作成は、本県の方法によるものとする。

なお、近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願については、「入学願書」等及び「調査書」を郵送（書留・親展）によってもよいが、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、入学願書等預り証（個人別入学願書等預り証も含む。）を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。また、併せて受検票の郵送も希望する場合は、これとは別の返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

## (5) 高等学校長の処理

### ア 入学願書、入学考査料、調査書等の受理

#### (ア) 入学願書等及び調査書等提出期間における処理

- a 「入学願書」「調査書」及び「入学願書等送付状」等が提出された場合は、通学区域等を確認の上受理する。その際、「入学考査料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入を行う。ただし、「受検票」は交付せず、受検番号の記入も行わない。
- b 「入学願書」「調査書」及び「自己申告書」等の提出を受けた高等学校長は、中学校長あて「入学願書等預り証」（様式9の1（35頁））を交付する。
- c 中学校長から「個人別入学願書等預り証」（様式9の2（36頁）、中学校が作成）交付の申請があった場合には、照合・確認の上、收受印を押印して交付する。  
なお、收受印は、「栃木県立学校文書等取扱規程第8条」によるものとする。ただし、收受番号は記入しなくてよい。
- d 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせることができる。

#### (イ) 出願変更期間における処理

- a 中学校長から出願変更による「入学願書」等の取下げの願いがあった場合
  - ① 「出願変更願」と交付済みの「入学願書等預り証」及び「個人別入学願書等預り証」（交付した中学校の場合）の提出を求める。
  - ② 「調査書」「自己申告書」を返却するとともに、「入学願書等預り証」に取下げ数及び累計を記入し、責任者印欄に押印する。
  - ③ 「入学願書」を「入学考査料納付票」から契印を施した上切り離して、「入学願書等預り証」とともに中学校長あて返却する。  
なお、その際、「入学願書」の裏面「入学考査料納付証明」の欄に証明を施し、また既に提出を受けている「入学願書等送付状」の当該志願者の欄の記入事項を抹消する。
- b 中学校長から再出願のための書類が提出された場合
  - ① 訂正した「入学願書」並びに「調査書」及び「自己申告書」と、新たな「入学願書等送付状」とを照合し、点検の上、受理する。
  - ② 交付済みの「入学願書等預り証」に提出数及び累計を記入し、責任者印欄に押印の上返却する。  
ただし、当該中学校から入学願書提出期間に出願のなかった場合は、「入学願書等預り証」を新たに作成し、交付する。
  - ③ 「個人別入学願書等預り証」については、(ア)のcに準ずる。

イ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成17年3月以前の卒業）の必要書類の受理  
受検者本人から「入学願書」「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」  
「卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確かめた上で受理する。

ウ 受検票の交付

(7) 出願変更期間終了後は、①「入学願書」「調査書」及び「受検票」に受検番号を記入し、②更に「受検票」には、「入学願書」に記入された第一志望の系・科名、学校長名を記入し、職印を押印して契印を施した上、「入学願書」から切り離し、③「入学願書等預り証」と引換えに(7)(7頁)のCに定められた期間内に中学校長あて手交する。ただし、中学校長からの要求があった場合は、郵送によってもよい。

また、学力検査において面接を実施する高等学校は、「面接日時通知書」（様式14(42頁)）を中学校長あて交付する。

(4) 特別な事情によりこの期間中に中学校長への「受検票」の交付ができない場合は、直接出願者あて交付することができる。

#### (6) 保護者の転勤等に伴う特別出願

ア 保護者の県外（海外を含む）から県内への転勤等に伴う場合

保護者が県外（海外を含む）から県内へ転勤したこと等に伴い、2月16日（水）及び2月17日（木）に正当な理由により出願できなかった者は、(7)(7頁)のDに定める期間内に申請することができる。なお、提出書類は、受付時において完備していることを原則とする。

イ 出願手続が済んでいる者で、出願変更期間以降に保護者の転勤等が決定し、これに伴い県内の他の学区に転居を行う場合

(7)(7頁)のDに定める期間内において、出願変更をすることができる。ただし、原則として同一学科（科）に出願変更するものとする。

(7) 中学校長の手続

「県内転勤等に伴う出願変更願」（様式10の2(38頁)）と既に交付を受けた「受検票」を当該高等学校長に提出し、その出願変更を願い出た者の「入学願書」の返却を求める。再出願先高等学校長には次のものを提出する。

a 「県内転勤等に伴う出願変更許可願」（様式10の3(38頁)）

b 訂正した「入学願書」

c 「入学願書等送付状」（出願変更者のみを記入したもの）（様式7(32頁)）

d 「転勤等証明書」（「県内転勤等に伴う出願変更許可願」（様式10の3(38頁)）に添付する。）

e 新たな「調査書」

f 新たな「受検票」（様式6(30頁)）

(4) 高等学校長の処理

a 中学校長から出願変更による「入学願書」の取下げの願いがあった場合

① 「県内転勤等に伴う出願変更願」（様式10の2(38頁)）の提出を求める。

② 「入学願書」「自己申告書」を中学校長あて返却する。ただし、出願者が出願変更期間に出願変更を行っていない場合は、「入学願書」を「入学考査料納付票」から契印を施した上切り離して、中学校長あて返却する。なお、その際「入学願書」

の裏面「入学考査料納付証明」の欄に証明を施し、既に提出を受けている「入学願書等送付状」の当該志願者の欄の記入事項を抹消する。

b 中学校長から再出願のための書類が提出された場合

- ① 訂正した「入学願書」並びに新たな「調査書」を新たな「入学願書等送付状」と照合し、点検の上前記の提出書類等とともに受理する。
- ② 新たな「受検票」及び「調査書」と訂正した「入学願書」に受検番号を記入し、更に「受検票」には、「入学願書」に記入された第一志望の系・科名、中学校長名を記入し、職印を押印して、訂正した「入学願書」と契印を施した上中学校長あて手交する。また、面接を実施する学校においては、受検者の面接日及び集合時刻を出身中学校長あてに文書で通知する。

**(7) 出願書類の提出及び受検票の交付期間**

A	入学願書等及び調査書等提出期間	出願に必要な書類の提出	2月16日（水） 及び2月17日（木）正午まで
B	出願変更期間	出願変更のための書類の提出	2月22日（火） 及び2月23日（水）正午まで
C	受検票交付期間	受検票及び面接日時通知書の交付	2月25日（金） 及び2月28日（月）午後3時30分まで
D	保護者の転勤等に伴う特別出願期間	転勤等により、定められた期日に出願できなかった志願者の書類の提出	3月2日（水） 及び3月3日（木）正午まで

(備考)

ア 受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、Aの2月17日（木）、Bの2月23日（水）及びDの3月3日（木）は正午までとする。

イ 郵送の場合も上記に準ずるが、Aの場合には2月16日（水）必着とする。

ウ Dは、(6)(6頁)による保護者の県外（海外を含む）から県内への転勤等に伴う場合の出願期間、及び出願手続が済んでいる者で、出願変更期間以降に保護者の転勤等が決定し、これに伴い県内の他の学区に転居を行う場合の出願変更期間である。

**(8) 学力検査の受検の際に特別な配慮が必要な受検者について**

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者に対し、高等学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなど特別な配慮をする。

ア 障害のある生徒が受検する場合

入学志願者の在学する中学校長又は特別支援中学校長は、志願者の氏名、障害の状況、程度、希望する高等学校等について、特別支援教育室(028-623-3381)に連絡する。

イ 病気等による場合

中学校長は事前に高等学校長に連絡して協議する。

### (9) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」（様式15(43頁)）を速やかに出願先高等学校長あて提出する。

## 3 学力検査

### (1) 学力検査問題

#### ア 出題の方針

学力検査問題は、中学校学習指導要領に即するとともに、基礎的・基本的事項を重視するものとする。

#### イ 教科及び内容

(ア) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 出題の内容・範囲は中学校学習指導要領の「内容」に即するものとする。

#### ウ 配点

(ア) 配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

(イ) 各教科内の配点は学校・学科により採点基準の配点を基に増減を加えることができる。

なお、平成23年度に実施する学校・学科、実施する教科は次の表のとおりである。

学校名	学科名	実施する教科
宇都宮高等学校	普通科	国社数英
宇都宮女子高等学校	普通科	国数英
栃木高等学校	普通科	国数英

(ウ) 小山高等学校の数理科学科は受検者の数学の得点を1.5倍する。

(エ) 黒磯南高等学校の英語科は受検者の英語の得点を1.5倍する。

#### エ 作成

栃木県教育委員会が作成し、各高等学校長に手交する。

### (2) 学力検査の実施

ア 検査期日 3月7日（月）

#### イ 検査日程

学力検査の日程は、次のとおりとする。なお、集合時刻は、午前8時40分とする。

時間	9：25～10：15	10：35～11：20	11：40～12：30	13：25～14：10	14：30～15：20
教科	国語	社会	数学	理科	英語

#### ウ 検査場

学力検査場は、出願先高等学校とする。

### (3) 学力検査受検者の心得

ア 受検者は、学力検査当日、午前8時40分までに検査場に集合して、検査係の指示を受ける。

イ 学力検査開始時刻に遅れた者は、原則として受検することができない。

ウ 検査当日の必携品は、次のとおりとする。

受検票、筆記用具、消しゴム、コンパス、三角定規（分度器等がついていてもよい。）、昼食、上ばき

エ 携帯電話や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、学力検査の公正を乱すおそれ

- のあるものの携帯は認めない。  
オ 検査場には時計がないので留意すること。

#### 4 面接及び実技検査

##### (1) 面接の実施

ア 面接を実施する学校は、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから各学校が学校の特色に応じて選択して実施する。

面接を実施する学校・学科（系・科）は（別表4）（56～58頁）のとおりである。

イ 面接は、3月7日（月）の学力検査終了後又は3月8日（火）に、出願先高等学校において実施する。

ウ 各受検者の面接日及び集合時刻は、受検票交付時に出願先高等学校長から出身中学校長あて「面接日時通知書」（様式14(42頁)）により通知する。

##### (2) 実技検査の実施

ア 小山南高等学校スポーツ科の受検者に対して、3月8日（火）に同校において実技検査を実施する。集合時刻は午前9時とする。

イ 実施種目は、①シャトルランニング ②立ち幅とび ③メディシンボール投げの3種目とする。

#### 5 入学者の選抜

##### (1) 選抜委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

##### (2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」（資料1（63頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績、面接及び実技検査を行った場合はその結果等を資料として総合的に行うものとする。また、欠席が多い理由等について説明するために、志願者から「自己申告書」（様式11(39頁)）が提出された場合、さらに、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式12(40頁)）が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

ウ 学力検査は、各教科100点満点（5教科の合計500点満点）とする。ただし、小山高等学校の数理科学科の数学、黒磯南高等学校の英語科の英語については150点とする。調査書は、各学年における「各教科の学習の記録」の必修教科の評定を点数化(500点満点)し、それ以外については点数化しない。

エ 学力検査と調査書の評定との比重の置き方については、次の(ア)から(ケ)までの範囲で、各学校・学科（系・科）ごとに定め、これに基づき、学力点、調査書点を求める。

(ア) 1 : 9      (イ) 2 : 8      (ウ) 3 : 7      (エ) 4 : 6      (オ) 5 : 5

(カ) 6 : 4      (キ) 7 : 3      (ク) 8 : 2      (ケ) 9 : 1

なお、各学校・学科（系・科）の比重の置き方は別表4（56～58頁）のとおりである。

### (3) 選抜の手順等

#### ア 第1次審議

(2) (9頁)のウ、エにより求めた学力点と調査書点との合計点の順位が、上位から定員の80%以内にある者(ただし、受検者が定員に満たない場合は、受検者の80%以内にある者)を選び、学力点、調査書点、調査書の点数化されない部分を総合的に判断し、原則として合格させる。

#### イ 第2次審議

第1次審議で合格した者を除いた受検者を対象とし、学力点、調査書点、調査書の点数化されない部分、面接及び実技検査の結果(実施校)等を総合的に十分勘案して合格者を決定する。

### (4) 学力検査を受検できなかった者に対する処置

病気などのため、やむを得ず学力検査を受検できなかった者に対しては、入学させる人員に余裕のある場合には、選抜委員会の認定により入学を許可することができる。

## 6 合格者の発表

(1) 日 時 合格者の発表は、3月11日(金)午前10時とする。

### (2) 発表の方法

合格者の発表は、各高等学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」(様式16(44頁))を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

## 7 学力検査得点の簡易開示

(1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の簡易開示を希望する者は、3月14日(月)から4月11日(月)までの日(ただし、土、日、祝日を除く。時間は、9:00~12:00及び13:00~15:30とする。)、受検先高等学校において簡易開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた高等学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。開示する得点は、比重をかける前の得点(各教科100点満点。ただし、小山高等学校の数理科学科の数学、黒磯南高等学校の英語科の英語は150点)とする。

## 8 推薦入学

### (1) 募 集

#### ア 募集定員

(ア) 推薦入学の定員の割合については、県教育委員会が、別に公示する当該学校・学科(系・科)の募集定員(佐野高等学校の普通科は、入学者選抜により募集する定員)の「10%程度」、「20%程度」、「30%程度」のいずれかから、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、小山南高等学校のスポーツ科は50%程度とする。

なお、程度の範囲については、5%以内とする。

(イ) 他学区からは、推薦入学による合格内定者数の25%以内を内定させることができるも

のとする。

- (ウ) 推薦入学を実施する学校・学科（系・科）の定員の割合及び選抜の方法等については（別表5）（59～61頁）のとおりである。

#### イ 入学志願資格

推薦入学を志願することのできる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦するものとする。

- (ア) 保護者とともに県内に居住し、平成23年3月に、県内の中学校（県立高等学校附属中学校を除く。）を卒業する見込みの者、又は教育事務の委託により他県の中学校を卒業する見込みの者

ただし、近県の隣接学区・地域の中学校を卒業する見込みの者については、隣接学区・地域内の専門学科への出願のみ認める。（資料4（67頁）参照）

- (イ) 意欲的に教科学習や特別活動等に取り組み、志望校での学習に適応できる基礎学力を有する者

- (ウ) 次の a、b、c 及び d のいずれかに該当する者

ただし、専門学科を志望する場合には、c を必須条件とする。

a 特別活動等において優れた実績を有する者

b 文化・スポーツ・勤労生産・奉仕・社会活動等のうち、いずれかの分野において優れた資質・実績を有する者

c 当該学校・学科（系・科）を志望する動機・理由が明白・適切であり、当該学科（系・科）に対する適性、興味・関心を有する者

d 各高等学校が、a、b、c 以外に、学校・学科（系・科）の特色を踏まえ、必要に応じて定める資格要件に適合する者（資格要件については、（別表3）（55頁）参照）

## (2) 出願方法

### ア 出 願

- (ア) 出願に当たっては、対象学科（系・科）のうち1系、1科に限るものとする。

また、一括募集の実施校は一括している科を一つの科として扱うものとする。

- (イ) 出願期間は次のとおりとする。

2月3日（木）から2月4日（金）までの2日間

受付時間は、2月3日（木）、2月4日（金）ともに、午前9時から午後3時までとする。

### イ 中学校のとりべき措置

中学校は、校長を委員長とする推薦委員会を設置するものとする。

### ウ 出願手続

中学校長は、次の書類に「推薦入学願書等送付状」（様式推-2（47頁））を添えて志願先高等学校長に提出する。その際、「受検票」（様式6（30頁））の交付を受ける。

- (ア) 入学願書等（様式4、5、6（30頁））

- (イ) 調査書（様式8（33頁））

- (ウ) 推薦書（様式推-1（45頁））

### エ 高等学校長の処理

高等学校長は、上記ウの書類の提出があった場合は、直ちに「受検票」（様式6（30頁））を

交付する。

オ 提出書類の作成

(ア) 「推薦書」(様式推-1(45頁))については、志望系・科名は、推薦入学を希望する一つの学科(系・科)名だけを記入し、推薦理由は、適合する項目についてのみ具体的事実を記述する。

(イ) 「調査書」については、別記「調査書作成の要領」(23頁)に従うものとする。

(3) 面接等

ア 推薦入学においては、学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

面接の実施に当たっては、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから各学校が学校の特色に応じて選択して実施する。

また、学校によっては面接の日に作文又は小論文のいずれかを選択して課すことができる。作文及び小論文の内容は次に示すとおりとする。

作文：志望の動機や中学校における活動等について記述するもの等  
小論文：与えられた課題や資料等に関して、自分の考えや分析結果等を筋道を立てて記述するもの等

各学校・学科の面接の実施方法及び作文又は小論文を課す学校・学科については、(別表5)(59~61頁)のとおりである。

イ 面接の期日は次のとおりとする。

2月9日(水)

ウ 集合時刻は、次のとおりとする。

午前9時

(4) 入学者の選抜

ア 高等学校は、校長を委員長とする推薦入学者選抜委員会を設置するものとする。

イ 推薦入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、推薦書及び面接結果(作文又は小論文を課した場合にあっては、その結果を含む。)等を資料として総合的に行うものとする。

(5) 合格内定者の通知及び合格者の発表

ア 高等学校長は、推薦入学の結果について、「推薦入学結果通知書」(様式推-3(47頁))及び「合格内定通知書」(様式推-4(48頁))を中学校長あてに通知するものとする。

合格者内定当日に、高等学校において上記通知書の交付を希望する中学校長は、「推薦入学願書等送付状」(様式推-2(47頁))の所定の欄に○印を記入する。

なお、当日の交付を希望しない場合は、高等学校長から中学校長あて電話連絡をし、通知書は別途送付する。

交付及び電話連絡の日時は以下のとおりとする。

2月14日(月)午前9時から正午まで

イ 合格者の発表及び「合格通知書」(様式16(44頁))の交付は次の日時とする。

3月11日(金)午前10時

ウ 合格内定者は学力検査には出願できない。

## (6) 不合格者の取扱い

推薦入学の不合格者が学力検査を受検する際の取扱いは次のとおりとする。

- ア 「入学願書」等（様式4、5、6（30頁））及び「調査書」（様式8（33頁））を新たに作成する。
- イ 「入学願書」等及び「調査書」は推薦入学出願先高等学校長に2の(7)(7頁)のAに定める期間に再提出する。  
ただし、入学考査料の再納付は必要としない。
- ウ 新たに作成する「入学願書」（様式5（30頁））の「志望の課程及び学科（系・科）」欄の記入については、推薦入学志望系・科名を第1志望欄に記入することとする。  
なお、第2、第3志望まで認めている学科（系・科）を志望する場合には必要に応じて、それぞれの欄に志望系・科名を記入することとする。
- エ 中学校長は、「入学願書等送付状」（様式7（32頁））を作成する際に一般の学力検査を受検する者及び推薦入学不合格者で学力検査を受検する者の氏名等の必要事項を記入して提出する。
- オ 高等学校長は、2の(5)のウの(7)(6頁)と同様の手続により「受検票」を再発行の上、受検番号等について一般の学力検査受検者と同様に取り扱う。
- カ 推薦入学の不合格者が出願変更を行う場合は、一般の学力検査受検者の場合と同様に認められるものとし、2の(7)(7頁)のBに定める期間内に行うものとする。  
なお、出願変更の手続については、一般の学力検査受検者の場合と同様とする。

## 9 海外帰国者・外国人等の受検に関する特別措置

「特別選抜検査」及び「特別措置による学力検査」を志願する者は、所定の様式による「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海-1（49頁））等を志願先高等学校長に提出するものとする。

### A 特別選抜検査

#### (1) 実施校

すべての学校・学科（系・科）とする。

#### (2) 募集定員

特別選抜検査の定員は特に定めず、別に公示する当該学科（系・科）の募集定員に含める。

#### (3) 志願資格

1の(2)（1頁）に定める資格を有する者で、かつ、次のア、イに該当する者

- ア 外国における在住期間が原則として2年以上で、帰国後2年以内の者とする。ただし、外国における在住期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。
- イ 保護者が県内に居住しているか、平成23年4月8日までに居住予定であること。  
ただし、保護者が引続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる場合に限る。

#### (4) 出願方法

- ア 出願は、1校1学科（系・科）に限るものとする。

イ 出願期間（推薦入学に同じ。）

2月3日（木）から2月4日（金）までの2日間とする。

受付時間は、2月3日（木）、2月4日（金）ともに、午前9時から午後3時までとする。

ウ 出願手続

2の(2)(3頁)に準じて行うものとするが、主な提出書類は次のとおりとする。

(ア) 志願者が提出するもの

a 入学願書等（様式4、5、6(30頁)）（「海外帰国者・外国人等」の欄に○印を朱書すること。）

b 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書（様式海－1(49頁)）

〔海外在住期間（学校教育歴）を明らかにする書類を添付する。様式海－1(49頁)の(注)を参照すること。〕

(イ) 中学校長（又は外国における最終学校の校長）が提出するもの

a 特別選抜検査入学願書等送付状（様式海－2(50頁)）

b 調査書（様式8(33頁)）

c 栃木県立高等学校入学志願承認申請書（様式3(29頁)、県内の中学校から出願する場合は不要）

ただし、最終学校が外国の現地校の場合は、aは不要とし、bは成績証明書又はこれに代わるものでよい。

(5) 面接等

特別選抜検査においては、学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

ただし、高等学校長の判断によって、学力検査及び作文を行うことができる。

(6) 面接及び学力検査等の実施日及び集合時刻

2月9日（水）集合時刻は各学校より別途通知する。

(7) 選抜の方法

入学者の選抜は、出身学校長から提出された書類、面接、作文及び学力検査を行った場合はその結果等を資料とし、外国での学習や経験を十分考慮して総合的に行うものとする。

なお、現地校に在学していた者及び外国人等については、その事情に応じて特別の配慮をすることとする。

(8) 合格内定者の通知及び合格者の発表

高等学校長は、特別選抜検査の結果について、「特別選抜検査結果通知書」（様式海－3(50頁)）及び「合格内定通知書(海外帰国者・外国人等特別選抜)」(様式海－4(51頁))を中学校長あて通知する。ただし、日本人学校又は現地校からの受検者に対しては、本人に通知する。

なお、中学校長への通知の方法については、8の(5)(12頁)に準ずることとし、合格者内定当日に、高等学校において上記通知書の交付を希望する中学校長は、「特別選抜検査入学願書等送付状」（様式海－2(50頁)）の所定の欄に○印を記入する。

合格内定者は一般の学力検査及び特別措置による学力検査には出願できない。

(9) 不合格者の取扱い

特別選抜検査で不合格となった者は、一般の学力検査又は特別措置による学力検査を志

願することができる。

その手続は、8の(6)(13頁)と同様とする。

## B 特別措置による学力検査

### (1) 志願資格

9のAの(3)(13頁)の志願資格を有する者

### (2) 出願方法

2(2頁)と同様であるが、提出する書類は9のAの(4)のウ(14頁)の項に示されているものとする。ただし、「特別選抜検査入学願書等送付状」(様式海-2(50頁))にかわって「入学願書等送付状」(様式7(32頁))を提出する。

### (3) 特別措置の内容

特別措置による学力検査においては、国語、数学、英語の検査のほか、作文及び面接を実施する。

### (4) 学力検査等の実施日及び集合時刻

3月7日(月) 集合時刻は午前8時40分とする。

学力検査日程

時 間	一般学力検査	特 別 措 置
9:25~10:15	国 語	国 語
10:35~11:20	社 会	*作 文
11:40~12:30	数 学	数 学
13:25~14:10	理 科	*面 接
14:30~15:20	英 語	英 語

### (5) 学力検査

学力検査の問題・検査時間は、一般学力検査と同一とする。

### (6) 面接及び作文の免除

特別選抜検査に出願した高等学校と同一の学校・学科(系・科)に出願している受検者については、面接及び作文(特別選抜検査で作文を実施した場合)を免除する。

### (7) 入学者の選抜

5(9頁)に準じ、出身学校長から提出された書類、学力検査の成績、作文及び面接の結果等を資料とし、外国での学習や経験を十分考慮して総合的に行うものとする。

### (8) 合格者の発表

6(10頁)と同じ。

## 10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例

### (1) 併設型高等学校における入学者の選抜

平成23年度に併設型高等学校において選抜を実施する学校・学科は、次の表のとおりである。

学 校 名	学 科 名
栃木県立宇都宮東高等学校	普 通 科
栃木県立佐野高等学校	普 通 科

### (2) 併設型高等学校に係る附属中学校に在籍する生徒の当該高等学校への入学

併設型高等学校に係る附属中学校に在籍し、平成23年3月に卒業見込みの者は、当該附属中学校長が定める期日までに、入学意思確認書を同校長に提出するものとする。

この場合において、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者については、入学者の選抜は行わず、内部進学による入学内定者とするものとする。ただし、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望しない旨の入学意思確認書を提出した者については、内部進学をする資格を失うものとする。

## 第2 定時制課程について

平成23年度栃木県立高等学校（定時制課程）入学者の選抜は、本実施細則第1の1から3まで、5から7まで及び9に準ずるものとするが、次の各号に定めるものに相当する部分については、当該規定にかかわらず、次の各項に定めるところによる。

### 1 出願方法（第1の2参照）

#### (1) 出 願

ア 宇都宮商業高等学校を志願する場合は、当該校の中の異なる学科を第2志望まで出願することができる。

イ 学悠館高等学校については、普通科のⅠ部（午前の部）、Ⅱ部（午後の部）、Ⅲ部（夜間の部）及び商業科（Ⅲ部（夜間の部））の4つの中から第3志望まで出願することができる。

#### (2) 出願手続

ア 入学志願者の手続

(ア) 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

a 入学考査料納付票（様式4（30頁））

b 入学願書（様式5（30頁））

c 受 検 票（様式6（30頁））

※その他必要に応じて、「自己申告書」（様式11（39頁））、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式12（40頁））、「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海-1（49頁））、中学校卒業証明書を提出する。

(イ) 定時制課程志願者は、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考査料として950円を、栃木県収入証紙を用い「入学考査料納付票」にはって納付する。

イ 中学校長の手続

中学校長は、出願に必要な書類に「調査書」（様式8（33頁））、「入学願書等送付状」（様式7（32頁））を添えて当該高等学校長に提出する。その際、「受検票」（様式6（30頁））の交付を受ける。

ただし、中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成17年3月以前の卒業）の「調査書」の提出は要しない。

ウ 出願期間は次のとおりとする。

3月11日（金）、3月14日（月）及び3月15日（火）。受付時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、3月15日（火）は正午までとする。

なお、郵送の場合も上記に準ずるが、3月11日（金）必着とする。

エ 出願変更

出願の変更は認めない。

#### (3) 高等学校長の処理

高等学校長は、中学校長又は志願者本人から出願に必要な書類が提出された際に「入学考査料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入等を行い、受検票を交付する。

## 2 学力検査（第1の3参照）

### (1) 学力検査問題

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について基礎的な事項を総合して行い、配点はそれぞれについて100点とする。

ただし、平成23年4月1日現在で満20歳以上の志願者については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができる。

### (2) 作文による受検

作文による受検を希望する志願者は、「作文による受検許可願」（様式13(41頁)）を1の(2)のウ（17頁）の期間中に「入学願書」とともに提出し、志願先高等学校長の許可を得ること。

### (3) 学力検査期日及び集合時刻

3月17日（木） 集合時刻は午前9時とする。

### (4) 検査日程

時 間	9：30～10：30	10：50～11：30
学 力 検 査	国語・社会・英語	数学・理科
作文による検査	作 文	

## 3 入学者の選抜（第1の5参照）

(1) 定時制課程においては面接を実施するものとする。面接の実施に当たっては、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから各学校が学校の特色に応じて選択して実施する。

なお、各学校・学科の面接の実施方法は下表のとおりである。

(2) 面接は3月17日（木）の学力検査当日に、出願先高等学校において実施する。

(3) 学力検査と調査書の評定との比重の置き方は5：5とする（ともに500点満点）。

面接の実施方法（定時制課程）

番号	学 校 名	科 名	男女	面接の形式	
				個人面接	集団面接
1	宇都宮工業高等学校 (仮称)	工業技術	男女	○	
2	宇都宮商業高等学校	普通	男女	○	
		商業	男女	○	
3	鹿沼商工高等学校	商業	男女	○	
4	学悠館高等学校	普通	男女	○	
		商業	男女	○	
5	足利工業高等学校	工業技術	男女		○
6	真岡高等学校	普通	男女	○	
7	大田原東高等学校	普通	男女	○	○
8	矢板東高等学校	普通	男女	○	

#### 4 合格者の発表（第1の6参照）

3月23日（水）午前10時

#### 5 学力検査得点の簡易開示（第1の7参照）

簡易開示期間は3月24日（木）から4月25日（月）までの日。（ただし、土、日、祝日は除く。）

時間は、16:00～19:00とする。

#### 6 フレックス特別選抜

##### (1) フレックス特別選抜を実施する学校

昼夜間開講の定時制・通信制課程を置く単位制による県立高等学校（フレックス・ハイスクール）の定時制課程において実施するものとする。

実施校：学悠館高等学校定時制課程

##### (2) 募 集

###### ア 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合については、各部・各学科の募集定員のそれぞれ50%を上限とする。

###### イ 入学志願資格

第1の1の(2)(1頁)に定める資格を有する者で、フレックス・ハイスクールの特色を理解し、積極的に学ぶ意欲のある者。

##### (3) 出願方法

###### ア 出 願

(ア) 普通科のⅠ部(午前の部)、Ⅱ部(午後の部)、Ⅲ部(夜間の部)及び商業科(Ⅲ部(夜間の部))の4つの中から第3志望まで出願することができる。

(イ) 全日制課程と併願することはできない。

###### イ 出願手続

(ア) 入学志願者の手続

a 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(a) 入学考査料納付票（様式4(30頁)）

(b) 入学願書（様式5(30頁)）

(c) 受 検 票（様式6(30頁)）

(d) フレックス特別選抜志願理由書（自己PR書）（様式フー1（52頁））

「自己申告書」（様式11(39頁)）及び「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式12(40頁)）の提出は要しない。

※中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成17年3月以前の卒業）は、中学校卒業証明書を提出する。

b 志願者は、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考査料として950円を、栃木県収入証紙を用い「入学考査料納付票」（様式4(30頁)）にはって納付する。

(イ) 中学校長の手続

中学校長は、出願に必要な書類に「調査書」（様式8(33頁)）、「フレックス特別選抜入

学願書等送付状」(様式フー2(53頁))を添えて当該高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年以上を経過した志願者の「調査書」の提出は要しない。

(ウ) 出願期間は次のとおりとする。

2月22日(火)及び2月23日(水)の2日間

受付時間は午前9時から午後3時までとする。ただし、2月23日(水)は正午までとする。なお、郵送の場合も上記に準ずるが、2月22日(火)必着とする。

(エ) 受検票の交付期間は次のとおりとする。

2月25日(金)及び2月28日(月)の2日間

交付時間は午前9時から午後3時30分までとする。

#### (4) 高等学校長の処理

高等学校長は、中学校長又は志願者本人(中学校卒業後5年以上を経過した者)から出願に必要な書類が提出された際に、「入学考査料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入等を行う。ただし、受検票は2月25日(金)及び2月28日(月)に交付する。交付する時間は、午前9時から午後3時30分までとする。

#### (5) 選抜等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。なお、面接の実施に当たっては、個人面接を実施し、作文については、所要時間50分で600字程度とする。

イ 選抜の期日は次のとおりとする。

3月7日(月) 集合時刻は午前8時40分とする。

#### (6) 入学者の選抜等

ア 高等学校は、校長を委員長とするフレックス特別選抜委員会を設置するものとする。

イ フレックス特別選抜は、調査書、志願理由書(自己PR書)、面接及び作文の結果を資料として総合的に行うものとする。

#### (7) 合格者の発表(第1の6参照)

3月11日(金) 午前10時

#### (8) 不合格者の取扱い

フレックス特別選抜で不合格となった者は、次のとおり定時制課程の学力検査を志願することができる。

ア 入学考査料の再納付は必要としない。

イ 学悠館高等学校に出願する場合は、出願に必要な書類を新たに作成し出願する。なお、その手続は、1(17頁)と同様とする。

ウ 学悠館高等学校以外に出願する場合は、出願に必要な書類のうち、新たに作成した「入学願書」等(様式4、5、6(30頁))のみを、まず、学悠館高等学校長に提出し、入学考査料納付証明を受けて返却してもらった後、志願先高等学校へ必要書類を揃えて出願する。

なお、この際、学悠館高等学校長は、「入学考査料納付票」を「入学願書」から契印を施した上切り離すとともに、「入学願書」の裏面「入学考査料納付証明」の欄に証明を施し、返却する。

エ 中学校長は、学力検査出願の際に、フレックス特別選抜不合格者で学力検査を受検する者については、「入学願書等送付状」(様式7(32頁))の「備考」欄に㊦と記入する。

## 7 海外帰国者・外国人等の受検に関する特別措置（第1の9参照）

### (1) 実施校

すべての学校・学科（科）とする。

### (2) 募集定員

定員は特に定めず、別に公示する当該学科（科）の募集定員に含める。

### (3) 志願資格

第1の1の(2)(1頁)に定める資格を有する者で、かつ、第1の9のAの(3)のア(13頁)に該当する者

### (4) 出願方法

1(17頁)と同様であるが、提出する書類は第1の9のAの(4)のウの項(14頁)に示されているものとする。

### (5) 面接等

学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

ただし、高等学校長の判断によって、学力検査及び作文を行うことができる。

### (6) 面接等の実施日及び集合時刻

2の(3)(18頁)と同様とする。

### (7) 選抜の方法

第1の9のAの(7)(14頁)と同様とする。

### (8) 合格者の発表

4(19頁)と同様とする。

### 第3 通信制課程について

平成23年度栃木県立高等学校（通信制課程）入学者選抜は、次の各項に定めるところによる。

#### 1 募 集

##### (1) 通信制課程を置く高等学校

宇都宮高等学校

学悠館高等学校

##### (2) 入学志願資格

入学を志願することができる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、第1の1の(2)(1頁)に定める資格のいずれかを有する者とする。

#### 2 出願方法及び面接等

別に定める「平成23年度栃木県立宇都宮高等学校通信制課程生徒募集要項」、「平成23年度栃木県立学悠館高等学校通信制課程生徒募集要項」によるものとする。

##### (1) 出願方法

3月11日(金)、3月14日(月)から3月18日(金)まで及び3月22日(火)から3月24日(木)までに出願に要する書類を直接又は郵送により、志願先高等学校に提出する。

##### (2) 面接等

ア 学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

イ 面接の期日は、3月21日(月)又は3月25日(金)の午前とする。

なお、面接日は出願の際に指示する。

#### 3 入学者の選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。

#### 4 合格者の発表

3月28日(月)、合格者に対し合格通知書を送付することによって行う。

なお、詳細は、各高等学校に直接問い合わせること。

連絡先：宇都宮高等学校 電話 028-633-1427

学悠館高等学校 電話 0282-20-7073

## 別記 調査書作成の要領

- 1 中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。
- 2 「志望」の記入に当たっては、次のとおりとする。  
記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。
- 3 「受検者」の記入に当たっては、次のとおりとする。  
元号及び「卒業・卒業見込み」は、該当するものを○で囲む。
- 4 「各教科の学習の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
  - (1) 必修教科
    - ア 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録の記載どおりに5段階法で記入する。
    - イ 第3学年の評定は、生徒指導要録の評定方法に従い、年間を見通して5段階法で記入する。
  - (2) 選択教科
    - 履修したすべての選択教科について、教科名、評定及び履修学年を記入する。
    - なお、教科名については、国語は国、社会は社、数学は数、理科は理、音楽は音、美術は美、保健体育は保、技術・家庭は技、外国語は外と記入する。
    - 評定については、下記に従って記入する。
      - ア 第1、第2学年は、生徒指導要録の記載どおりにA、B、Cで記入する。
      - イ 第3学年は、生徒指導要録の評定方法に従い、年間を見通してA、B、Cで記入する。
- 5 「総合的な学習の時間の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。  
生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入するなど、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記入する。
- 6 「特別活動の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。  
生徒指導要録の評価方法に従い、各内容ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入する。その他の場合には空欄とせず／印（ / ）を記入する。
  - (1) 第1、第2学年は、生徒指導要録どおりに記入する。
  - (2) 第3学年は、年間を見通して記入する。
- 7 「行動の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。  
第3学年について、生徒指導要録の評価方法に従い、年間を見通して記入する。  
記入に当たっては、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には○印を記入する。その他の場合には空欄とせず／印（ / ）を記入する。
- 8 「文化活動・スポーツ活動・社会活動・特技等の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
  - (1) 校内活動
    - ア 「教科学習以外の活動」
      - (ア) 「特別活動及び部活動」において、リーダーとして活躍している場合について記入する。
      - (イ) 「学術的、芸術的、体育的活動」について、中学校在籍中に県大会・県コンクールに入賞・入選以上のものについて記入する。

(記入例)

教 科 学 習 以 外 の 活 動		
名 称	活 動 状 況 等	年 ・ 月
生徒会活動	生徒会長	22. 4 ～ 23. 3
部活動	サッカー部長	21. 8 ～ 22. 7
全国中学校作文コンクール	文部科学大臣賞	22. 11
関東中学校陸上競技大会	100m、2位、11秒5	21. 8

なお、記入する範囲は次のとおりとする。

リーダー的活動	特 別 活 動 等	学級活動（委員長、副委員長） 生徒会活動（生徒会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長、副委員長） 学校行事（委員長、副委員長） 部活動（部長、副部长） 等
学 術 的 活 動		栃木県理科研究展覧会・発表会 日本学生科学賞栃木県展覧会 栃木県児童生徒発明工夫展覧会 全国中学校作品コンクール 全国中学校作文コンクール 読書感想文コンクール 中学校英語スピーチコンテスト 等
芸 術 的 活 動		教育祭（芸術祭）、学校音楽祭、教育書道展覧会、全国教育美術展覧会 等
体 育 的 活 動		全国中学校各種大会、関東中学校各種大会 栃木県中学校春季体育大会 栃木県中学校総合体育大会 栃木県中学校新人大会 等

イ 「その他の教科学習以外の活動・特技等」

「教科学習以外の活動」欄に記入できない特別活動、部活動、校内活動における優れた点や特技等について記入する。

スポーツテスト等に関しては、新体力テストについてはAのものを記入する。

(2) 校外活動

学校教育以外の諸活動（例えば、市町村教育委員会等主催の青少年教育活動、青少年団体活動等）における継続的な活動及び個人参加の大会等における優れた成績等について、次の範囲で記入する。

市町村教育委員会等主催の青少年教育活動	少年教室 青少年地域活動 (ふるさと活動、仲間づくり、ボランティア活動等) 自然体験活動 スポーツ教室 等
青少年団体活動	単位子ども会 ボーイスカウト ガールスカウト 等
その他の教育的活動 (優れた成績等)	スポーツ少年団、道場(柔道、剣道等)・スイミング・テニス等のスポーツクラブ、音楽・美術・書道教室、英語検定(3級以上)、珠算検定(3級以上) 等

9 「転・編入年月日」の記入に当たっては、次のとおりとする。

生徒の転入学、編入学があった場合は、「転」又は「編」を○で囲み、その年月日を記入する。転入学、編入学のない場合には、斜線(  )を記入する。

10 「出欠の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。

第3学年の欠席状況について記入する。

平成23年3月卒業見込みの生徒については、1月末日現在で記入する。ただし、推薦入学においては12月末日現在で記入する。

「主な理由」には、欠席理由の主なものを記入する。

11 「健康状況」の記入に当たっては、次のとおりとする。

受検の際の配慮すべき事項がある場合に記入する。

12 転入生等において、「調査書作成の要領」によりがたい場合は、欄外にその旨記載するとともに、記入不能の部分については斜線(  )を記入する。

13 上記以外の項目については「様式8」の裏面の記述(34頁)に従って記入する。

14 過年度の卒業者については、次のとおりとする。

(1) 平成18年3月から平成22年3月までの卒業生

「様式8」(33頁)を用い、作成に当たっては、平成23年3月卒業見込みの生徒についての記入方法に準じるとともに、生徒指導要録の記載どおりに記入する。

(2) 平成17年3月以前の卒業生(中学校卒業後5年以上を経過した志願者)

「調査書」の提出は必要ないが、中学校の「卒業証明書」及び「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」を、志願者本人が志願先高等学校長に提出する。



自 学 区 扱 い 許 可 願

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

保 護 者 氏 名 印  
住 所  
入学志願者氏名  
中 学 校 名

下記の理由により、貴校を学区内の高等学校とする市町に居住する予定でありますので、志願に当たって自学区として受け付けてくださるようお願いいたします。

- 1 転 居 先
- 2 転居予定期日
- 3 理 由
- 4 理由を証明する添付書類名
- 5 備 考

(注) ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本許可願に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

証 明 書

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

下記の者は、平成23年度の入学志願に当たっては、貴校以外のいかなる公立高等学校にも出願しないことを証明する。

記

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

栃木県立高等学校入学志願承認申請書

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

保護者氏名 印

住所

入学志願者氏名

生年月日

住所

連絡先(電話番号)

平成 年 月 日 卒業見込み  
昭和 卒業

下記理由により貴校に入学志願させたいので、御承認くださるようお願いいたします。

- 1 転居先
- 2 転居予定期日
- 3 理由
- 4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違なく、また、平成23年度の入学志願に当たっては、貴校以外の  
いかなる公立高等学校にも出願しないことを証明する。

平成 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

(注) ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ただし、「自学区扱い許可願」(様式1)をあわせて提出する場合には、それぞれに  
添付することは要しない。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。



## 入学願書記入上の注意

- ※印のところは志願先高等学校が記入する。
- 全日制普通科及び総合学科を志願する者で学区外の高等学校に志願する場合は、「他学区」に○印を朱書する。
- 実施細則第1の9のAの(3)及び第2の7の(3)の志願資格により出願する者は、「海外帰国者・外国人等」に○印を朱書する。
- 「氏名」には氏名（住民票に記載されている文字どおり）及び生年月日を記入する。元号は該当するものを○で囲む。
- 「出身学校」の元号及び「卒業見込み・卒業」は、該当するものを○で囲む。平成23年3月に卒業する者は、出願の時期にかかわらず、卒業見込みに○をつける。
- 「志望の課程及び学科（系・科）」では、全日制課程・定時制課程のうち志望する課程の頭文字全又は定のいずれかを○で囲み、第1志望欄には普通、機械等と記入し、科を○で囲む。なお、宇都宮工業高等学校については、機械システム等と記入し、系を○で囲む。また、学悠館高等学校のⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部の志望についても、この欄に、普通(科)Ⅰ部等と記入する。
- 第2又は第3志望を認めている高等学校を志願する場合は、第2、第3志望欄に前記6における第1志望の記載例にならって記入することができる。なお、第2、第3志望のない場合は該当欄に斜線（）を記入する。ただし、第2、第3志望を認めていない場合は、第2、第3志望の欄に斜線を記入する必要はない。
- 定時制を志願する者で、出願の時点で満20歳以上の出願者については、「保護者住所氏名」の記入を要しない。
- 「連絡先」は、保護者の住所と異なる場合及び上記8の場合だけ記入する。また、「就職予定先」は、定時制を志願する者が就職を予定している場合、その事業所名等を記入する。

## 入学考査料納付証明

この入学願書は、本校で受理したものであり、所定の入学考査料を納付済みであることを証明します。

平成 年 月 日

高等学校長氏名

職 印

## 受検票記入上の注意

- ※印のところは志願先高等学校が記入する。
- 「氏名」には、入学願書に記入した氏名を記入する。
- 実施細則第1の9のAの(3)及び第2の7の(3)の志願資格により出願する者は、「海外帰国者・外国人等」に○印を朱書する。

## 学力検査受検者の心得

- 受検者は、学力検査当日、所定の時刻（全日制午前8時40分、定時制午前9時）までに検査場に集合して、検査係の指示を受ける。
- 学力検査開始時刻に遅れた者は、原則として受検することができない。
- 検査当日の必携品は次のとおりとする。  
受検票、筆記用具、消しゴム、コンパス、三角定規（分度器等がついていてもよい。）、昼食、上ばき
- 携帯電話や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、学力検査の公正を乱すおそれのあるものの携帯は認めない。
- 検査場には時計がないので留意すること。



様式 8 (A 4 判縦型)

# 調 査 書

出願学校		栃木県立 高等学校		受付番号		受検番号														
				※		※														
志 望	第1	系・科	受 検 者	性 別	ふりがな 氏 名	平成 年 3 月		転・編入年月日												
	第2	系・科				昭和・平成 年 月 日 生		卒業・卒業見込み		平成 年 月 日										
	第3	系・科																		
各 科 学 習 の 記 録	必 修 教 科	教 科	評 定			特 別 活 動 の 記 録	内 容		1 年	2 年	3 年									
							1 年	2 年	3 年	学 級 活 動										
		国 語					学 徒 会 活 動													
	選 択 教 科	社 会				行 動 の 記 録	基 本 的 な 生 活 習 慣	健 康 ・ 体 力 の 向 上	自 主 ・ 自 律	責 任 感	創 意 工 夫	思 い や り ・ 協 力	生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平	公 共 心 ・ 公 徳 心				
		数 学																		
		理 科																		
		音 楽																		
		美 術																		
		保 健 体 育																		
		技 術 ・ 家 庭																		
外 国 語																				
校 内 活 動	教 科 学 習 以 外 の 活 動																			
						名 称		活 動 状 況 等					年 ・ 月							
校 外 活 動	そ の 他 の 教 科 学 習 以 外 の 活 動 ・ 特 技 等																			
総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	1 年														出 欠 の 記 録	欠 席 日 数 3 年 日		健 康 状 況		
	2 年															主 な 理 由				
	3 年																			
															平成 年 月 日					
															中 学 校 名					
															校 長 氏 名		職 印			

## 様式 8 の裏面

- 1 この様式は平成23年3月卒業見込み、平成18年3月から平成22年3月卒業までの受検者についてのものである。
- 2 記入事項のない欄には斜線（）を記入する。ただし、志望学科について、第2、第3志望を認めていない場合は、第2、第3の欄に斜線を記入する必要はない。  
なお、「特別活動の記録」及び「行動の記録」については、ノ印（）を記入する。（23頁参照）。
- 3 ※印は、出願先高等学校で記入する。
- 4 「健康状況」は、受検の際に配慮すべき事項がある場合に記入する。
- 5 訂正した場合は、必ず校長の職印を押す。

入 学 願 書 等 預 り 証

No. \_\_\_\_\_

中学校長 様

平成 年 月 日

高等学校長氏名

職印

貴校から提出がありました

課程への入学願書等を、下記のとおりお預かりします。

記

		第 1 回	第 2 回			第 回			第 回		
		月 日	月 日			月 日			月 日		
		提 出 数	提 出 数	取 下 げ 数	累 計	提 出 数	取 下 げ 数	累 計	提 出 数	取 下 げ 数	累 計
(例)○○ 系	願書・調査書	48		- 7	41	5		46			
	自己申告書	3		- 1	2	2		4			
系	願書・調査書										
	自己申告書										
系	願書・調査書										
	自己申告書										
系	願書・調査書										
	自己申告書										
系	願書・調査書										
	自己申告書										
系	願書・調査書										
	自己申告書										
合 計	願書・調査書										
	自己申告書										
責 任 者 印											

(注) 1 中学校長は、出願変更のための願書の取下げ、再出願のための願書の提出及び受検票の交付を受ける際は、その都度この預り証を高等学校長に提出する。

2 取下げ数は負の数で記入する。

3 責任者印は、校長又は校長の指名する者の印とする。

様式9の2 (A4判縦型)

個人別入学願書等預り証	高校収受印	5cm
志願高等学校名		
第1志望系・科名		
中学校名		
志願者氏名		
11cm	4cm	
個人別入学願書等預り証	高校収受印	
志願高等学校名		
第1志望系・科名		
中学校名		
志願者氏名		性別
個人別入学願書等預り証	高校収受印	
志願高等学校名		
第1志望系・科名		
中学校名		
志願者氏名		性別
個人別入学願書等預り証	高校収受印	
志願高等学校名		
第1志望系・科名		
中学校名		
志願者氏名		性別
個人別入学願書等預り証	高校収受印	
志願高等学校名		
第1志望系・科名		
中学校名		
志願者氏名		性別

(注) 記入順序は上から下へとし、「入学願書等送付状」の順番に合わせる。

出 願 変 更 願

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

出 願 者 氏 名 (性別) ( )

保 護 者 氏 名 印

全 日 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系 科	系 科	系 科

都合により、下記のように出願を変更したいので、入学願書、調査書を返却くださるようお願いいたします。

記

変更希望高等学校名

全 日 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系 科	系 科	系 科

上記のことを了知しております。

中学校名

校長氏名

職印

- (注) 1 第2、第3志望がない場合は、第1志望だけ記入する。  
 2 記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。

様式10の2 (A4判縦型)

県内転勤等に伴う出願変更願		
平成	年	月 日
栃木県立	高等学校長 様	
出願者氏名(性別)	( )	
保護者氏名	印	
転居先		
全 日 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系 科	系 科	系 科
<p>保護者の転勤等に伴い、下記のように出願を変更したいので、入学願書を返却くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>変更希望高等学校名</p>		
全 日 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系 科	系 科	系 科
<p>上記のことを了知しております。</p> <p style="text-align: right;">中学校名 校長氏名</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>		

- (注) 1 第2、第3志望がない場合は、第1志望だけ記入する。  
 2 記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。

様式10の3 (A4判縦型)

県内転勤等に伴う出願変更許可願		
平成	年	月 日
栃木県立	高等学校長 様	
出願者氏名(性別)	( )	
保護者氏名	印	
住 所		
中 学 校 名		
校 長 氏 名	職印	
<p>転勤等に伴い、下記により転居する予定でありますので、出願変更を許可していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	転居先	
2	転居予定期日	
3	転勤等を証明する添付書類名	
4	備考	

- (注) ア 原則として同一学科(科)に出願変更をすること。  
 イ 本許可願に、転勤についての所属長の証明など、転勤等を証明する書類を添付する。



## 中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

現 住 所

生年月日 平成 年 月 日生(満 才)  
昭 和

志願者氏名 印

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。記入にあたっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先高等学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 4 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

作文による受検許可願

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

入学志願者氏名 印  
生年月日 平成 年 月 日生  
昭和 (満 歳)

私は、平成23年4月1日現在で「満20歳以上の条件」を満たしているので、学力  
検査に代えて作文による受検を許可くださるようお願いいたします。

----- キ リ ト リ -----

作文による受検許可書

受検番号

氏 名

平成23年度栃木県立高等学校定時制課程入学者選抜検査において、学力検査に代  
て作文による受検を許可します。

平成 年 月 日

高等学校長氏名

職印

(注)「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。

高等学校発信番号

平成 年 月 日

中学校長 様

高等学校長氏名

職印

面接日時の通知について (面接日時通知書)

このことについて、下記のように決定しましたので通知します。  
つきましては、貴校生徒への周知についてよろしくお願ひします。

記

〈例〉

受検番号	面接集合時刻
〇〇〇番～〇〇〇番	3月 日 :

受検番号	面接集合時刻
〇〇〇番～〇〇〇番	3月 日 :

受 検 辞 退 届

平成 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

出 願 者 氏 名 (性別) ( )

保 護 者 氏 名 印

住 所

志 望 課 程

第1志望系・科名

下記の理由により受検を辞退いたします。

(理 由)

---

上記のことを了知しております。

中学校名

校長氏名

職印

合 格 通 知 書

受検番号

氏 名

全日制

あなたは、平成23年度栃木県立高等学校入学者選抜の結果、本校定時制の課程

通信制

系  
に合格したので通知します。  
科

平成 年 月 日

高等学校長氏名

職印

受 検 番 号
※

推 薦 書			
		平成	年
		月	日
栃木県立	高等学校長 様		
中学校名			
校長氏名			職印
下記の者は、別記の推薦理由により、貴校 _____			
への入学が適当と認められるので推薦します。			
記			
志願生徒氏名			
生 年 月 日	平成	年	月 日生
（平成 年 3 月卒業見込み）			

- (注) 1 ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。  
2 下線部には、学科（系・科）名を記入する。

(裏 面)

受 検 番 号

※

志望系・科名 \_\_\_\_\_

中学校名 \_\_\_\_\_

生徒氏名 \_\_\_\_\_

推 薦 理 由

教科学習、特別活動等への取組の状況等	
--------------------	--

a 特別活動等においての実績等	
b 文化・スポーツ ・勤労生産・奉仕・社会活動等に関する資質・実績等	
c 志望の動機・理由、適性、興味・関心等	
d 追加された資格要件にかかわる資質・実績等	

- (注) 1 「教科学習、特別活動等への取組の状況等」は必ず記載する。
- 2 a～dの項目については、推薦理由に適合するものについてのみ記載し、他の項目については斜線（右上り）を記入する。
- 3 専門学科（系・科）を志望する場合には、cの項目は必ず記載する。

様式推－２（Ａ４判縦型）

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	中学校発信番号 平成 年 月 日																				
栃木県立 高等学校長 様	中学校名 校長氏名																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>																					
<b>推薦入学願書等の提出について（推薦入学願書等送付状）</b>																					
このことについて、次のとおり、入学願書、調査書、推薦書を各 通ずつ提出します。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">推薦入学志望系・科名</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">性 別</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		推薦入学志望系・科名	氏 名	性 別	備 考																
推薦入学志望系・科名	氏 名	性 別	備 考																		
（中学校電話番号      —      —      ）																					

（注）合格者内定当日に、「推薦入学結果通知書」及び「合格内定通知書」の交付を希望する場合は、 に○印を記入する。

様式推－３（Ａ４判縦型）

中学校長 様	高等学校発信番号 平成 年 月 日																								
高等学校長氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>																								
<b>推薦入学の選考結果について（推薦入学結果通知書）</b>																									
このことについて、下記のとおり決定したので通知します。																									
記																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">志望系・科名</th> <th style="width: 10%;">受検番号</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 15%;">合格内定</th> <th style="width: 15%;">不 合 格</th> <th style="width: 25%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		志望系・科名	受検番号	氏 名	合格内定	不 合 格	備 考																		
志望系・科名	受検番号	氏 名	合格内定	不 合 格	備 考																				

（注）「合格内定」、「不合格」のいずれか一方の欄に○印を記入する。

合 格 内 定 通 知 書

受検番号

氏 名

あなたは、平成２３年度栃木県立高等学校入学者選抜に当たり、在学中学校長から推薦を受けましたが、選考の結果、本校全日制の課程 系  
に合格が内定し  
科 だったので通知します。

来る３月１１日（金）に合格者として発表するとともに、合格通知書を交付します。

なお、今後も本校入学予定者としてふさわしい生活を送り、本校への入学に十分備えるよう期待します。

平成２３年２月１４日

高等学校長氏名

職印

様式海－1（A4判縦型）

海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書				
平成 年 月 日				
栃木県立		高等学校長 様		
入学志願者氏名 _____				
保護者氏名 _____ 印				
下記の事項が事実と相違ありませんので、平成 年度県立高等学校入学者選抜検査において、海外帰国者・外国人等の特別措置を適用されるよう申請します。				
特別措置の区分	ア 特別選抜検査    イ 特別措置による学力検査    (該当○印)			
志願者の区分	ア 現地校（韓・在韓）    イ 外国人等 ウ 在外教育施設（日本人学校）（韓・在韓）    (該当○印)			
海外在留地名				
海外在留期間	年 月 日～ 年 月 日			
学 校 教 育 歴	種 別	学 校 名 所在地（国名・都市名）	在 学 学 年 ----- 年～ 年	在 学 期 間 ----- 年 月～ 年 月
	小 学 校			
	中 学 校			
身元引受人（保護者が海外に居住している場合） 住 所 氏 名				志願者との関係
上記のとおり相違ないことを証明します。				
平成 年 月 日				
中学校名				
校長氏名				
				職印

(注) 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明の欄の記載は必要ないが、「学校教育歴」を証明する他の資料等を添付すること。ただし、日本人学校から出願する場合は、本様式で証明してもよい。

様式海－２（Ａ４判縦型）

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>	中学校 発信番号 平成 年 月 日		
栃木県立 高等学校長 様	中学校名 校長氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">職印</div>	
<b>海外帰国者・外国人等特別選抜検査の入学願書等の提出について</b> <b>（特別選抜検査入学願書等送付状）</b>			
このことについて、次のとおり、入学願書、調査書を各 通ずつ提出します。			
特別選抜検査志望系・科名	氏 名	性 別	備 考
（中学校電話番号 — — ）			

（注） 合格者内定当日に、「特別選抜検査結果通知書」及び「合格内定通知書（海外帰国者・外国人等特別選抜）」の交付を希望する場合は、に○印を記入する。

様式海－３（Ａ４判縦型）

	高等学校 発信番号 平成 年 月 日				
中学校長 様	高等学校長氏名				
<b>海外帰国者・外国人等特別選抜検査の選考結果について（特別選抜検査結果通知書）</b>					
このことについて、下記のとおり決定したので通知します。					
記					
志望系・科名	受検番号	氏 名	合格内定	不 合 格	備 考

（注） 「合格内定」、「不合格」のいずれか一方の欄に○印を記入する。

合格内定通知書（海外帰国者・外国人等特別選抜）

受検番号

氏名

あなたは、平成２３年度栃木県立高等学校入学者選抜に当たり、選考の結果、本校  
全日制の課程 系 科 に合格が内定したので通知します。

来る３月１１日（金）に合格者として発表するとともに、合格通知書を交付します。

なお、今後も本校入学予定者としてふさわしい生活を送り、本校への入学に十分  
備えるよう期待します。

平成２３年２月１４日

高等学校長氏名

職印



中学校発信番号

平成 年 月 日

栃木県立学悠館高等学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

フレックス特別選抜入学願書等の提出について (フレックス特別選抜入学願書等送付状)

このことについて、次のとおり、入学願書、調査書、フレックス特別選抜志願理由書 (自己PR書) を各 通ずつ提出します。

氏 名	性 別	志望学科・部			備 考
		第1志望	第2志望	第3志望	

(別表1) 農業・工業・商業に関する学科で、同一校の同一学科内に、複数の系・科を設置する高等学校  
(学力検査において、第2志望、第3志望のできる高等学校)

農業に関する学科			工業に関する学科			商業に関する学科		
学校名	科	学科	学校名	系・科	学科	学校名	科	学科
宇都宮白楊	農業経営 生物学 食品科学 農業工学	農 業	宇都宮工業 (仮称)	*機械システム *電気情報システム *建築デザイン *環境建設システム	工 業	宇都宮商業	商業 情報処理	商
鹿沼南	食料生産 環境緑地		今市工業	機 械 電 気 建設工学		栃木商業	商 業 情報処理	業
小山北桜	園芸科学 造園土木		栃木工業	機 械 ※電 気 ※電 子 情報技術		足利清風	商 業 情報処理	
栃木農業	農 業 生物学 農業土木 食品化学 生活科学		足利工業	機 械 電 気 産業デザイン 電子機械				
真岡北陵	生物生産 農業機械 食品科学		真岡工業	機 械 生産機械 電 子 建 設				
那須拓陽	農業経営 生物学 食品化学		那須清峰	機 械 建設工学 電 気 電子機械 情報技術				
			矢板 (仮称)	機 械 電 子				

\*は、系による募集  
※は、一括募集

(別表2) 学力検査において、専門学科を第1志望、同一校の普通科を第2志望にできる高等学校  
(推薦入学においては、第2志望はできない)

学校名	第1志望の科	第2志望の科	学 区
小山高校	数理科学	普通	第1志望の専門学科は、県内全域。 ただし、第2志望で合格する場合の学区の扱いについて は64頁による。
黒磯南高校	英 語	普通	
小山南高校	スポーツ	普通	

(別表 3) 推薦入学において、資格要件 d を追加する学校・科

学校名	科	追 加 資 格 要 件
宇都宮北高校	普 通	d 次の①、②のいずれかに該当する者 ① 小学校第4学年以降で2年以上、または中学校で1年以上外国の学校に在学した経歴を有する者 ② 英語に優れた能力を有する者
宇都宮清陵高校	普 通	d 「数学」・「理科」の教科に特に優れており、今後もその能力を伸長させたいという意欲を有する者
壬 生 高 校	普 通	d 次の①、②のいずれかに該当する者 ① スポーツ・文化・福祉活動等に積極的に参加する意欲のある者 ② 本校の設置するコース別学習（人文・生活・福祉・情報ビジネス・数理）のいずれかに興味・関心を持ち、入学後も学習活動に積極的に参加する意欲のある者
足 利 南 高 校	総合学科	d 本校の設置する各系列（異文化コミュニケーション・自然科学・情報メディア・芸術スポーツ・生活デザイン）のいずれかに興味・関心をもち、入学後も学習や部活動に意欲的に取り組む熱意のある者
益子芳星高校	普 通	d 芸術・文化・スポーツ・ボランティア活動等に意欲的に取り組む熱意のある者
黒 羽 高 校	普 通	d 文化・スポーツ・奉仕活動等に積極的に参加する意欲のある者

(別表4)

学力検査と調査書の評定との比重の置き方及び面接の方法について（全日制課程）

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	学力検査(左)と調査書の評定(右)との比重の置き方		学力検査受検者面接	
				学力検査	調査書の評定	個人面接	集団面接
1	宇都宮高校	普通	男	9	: 1		
2	宇都宮東高校	普通	男女	9	: 1		
3	宇都宮南高校	普通	男女	8	: 2		
4	宇都宮北高校	普通	男女	8	: 2		
5	宇都宮清陵高校	普通	男女	8	: 2		
6	宇都宮女子高校	普通	女	9	: 1		
7	宇都宮中央女子高校	普通	女	8	: 2		
8	宇都宮白楊高校	総合家庭	女	8	: 2		
		農業経営	男女	6	: 4		○
		生物工学	男女	6	: 4		○
		食品科学	男女	6	: 4		○
		農業工学	男女	6	: 4		○
		情報技術	男女	6	: 4		○
		流通経済	男女	6	: 4		○
9	宇都宮工業高校 (仮称)	機械システム	男女	6	: 4		○
		電気情報システム	男女	6	: 4		○
		建築デザイン	男女	6	: 4		○
		環境建設システム	男女	6	: 4		○
10	宇都宮商業高校	商業	男女	7	: 3		○
		情報処理	男女	7	: 3		○
11	鹿沼高校	普通	男女	7	: 3		
12	鹿沼東高校	普通	男女	7	: 3		
13	鹿沼南高校	普通	男女	6	: 4		○
		食料生産	男女	5	: 5		○
		環境緑地	男女	5	: 5		○
		ライフデザイン	男女	5	: 5		○
14	鹿沼商工高校	情報科学	男女	6	: 4		○
		商業	男女	6	: 4		○
15	今市高校	総合学科	男女	7	: 3		
16	今市工業高校	機械	男女	6	: 4		○
		電気	男女	6	: 4		○
		建設工学	男女	6	: 4		○
17	日光明峰高校	普通	男女	5	: 5		○
18	上三川高校	普通	男女	6	: 4		
19	石橋高校	普通	男女	8	: 2		
20	小山高校	普通	男女	8	: 2		
		数理科学	男女	8	: 2		
21	小山南高校	普通	男女	7	: 3		○
		スポーツ	男女	6	: 4		○
22	小山西高校	普通	男女	8	: 2		

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	学力検査(左)と調査書の評定(右)との比重の置き方		学力検査受検者面接	
				学力検査	調査書の評定	個人面接	集団面接
23	小山北桜高校	園芸科学	男女	5	: 5		○
		造園土木	男女	5	: 5		○
		建築システム	男女	5	: 5		○
		総合ビジネス	男女	5	: 5		○
		生活文化	男女	5	: 5		○
24	小山城南高校	総合学科	男女	7	: 3		○
25	栃木高校	普通	男	9	: 1		
26	栃木女子高校	普通	女	8	: 2		
27	栃木農業高校	農業	男女	5	: 5		○
		生物工学	男女	5	: 5		○
		農業土木	男女	5	: 5		○
		食品化学	男女	5	: 5		○
		生活科学	女	5	: 5		○
28	栃木工業高校	機械	男女	6	: 4		○
		電気・電子	男女	6	: 4		○
		情報技術	男女	6	: 4		○
29	栃木商業高校	商業	男女	7	: 3		○
		情報処理	男女	7	: 3		○
30	栃木翔南高校	普通	男女	8	: 2		
31	壬生高校	普通	男女	7	: 3		○
32	佐野高校	普通	男女	8	: 2		
33	佐野東高校(仮称)	普通	男女	8	: 2		
34	佐野松桜高校 (仮称)	情報制御	男女	6	: 4		○
		商業	男女	6	: 4		○
		家政	男女	6	: 4		○
		社会福祉	男女	6	: 4		○
35	足利高校	普通	男	8	: 2		
36	足利南高校	総合学科	男女	6	: 4		
37	足利女子高校	普通	女	8	: 2		
38	足利工業高校	機械	男女	6	: 4		○
		電気	男女	6	: 4		○
		産業デザイン	男女	6	: 4		○
		電子機械	男女	6	: 4		○
39	足利清風高校	普通	男女	6	: 4		○
		商業	男女	6	: 4		○
		情報処理	男女	6	: 4		○
40	真岡高校	普通	男	8	: 2		
41	真岡女子高校	普通	女	8	: 2		
42	真岡北陵高校	生物生産	男女	6	: 4		○
		農業機械	男女	6	: 4		○
		食品科学	男女	6	: 4		○
		総合ビジネス	男女	6	: 4		○
		教養福祉	男女	6	: 4		○

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	学力検査(左)と調査書の評定(右)との比重の置き方		学力検査受検者面接	
				学力検査	調査書の評定	個人面接	集団面接
43	真岡工業高校	機械	男女	6	: 4		○
		生産機械	男女	6	: 4		○
		電子	男女	6	: 4		○
		建設	男女	6	: 4		○
44	益子芳星高校	普通	男女	6	: 4		
45	茂木高校	総合学科	男女	7	: 3		
46	烏山高校	普通	男女	8	: 2		
47	馬頭高校	普通	男女	7	: 3		
		水産	男女	5	: 5	○	
48	大田原高校	普通	男	9	: 1		
49	大田原女子高校	普通	女	8	: 2		
50	黒羽高校	普通	男女	6	: 4		○
51	那須拓陽高校	普通	男女	7	: 3		○
		農業経営	男女	5	: 5		○
		生物工学	男女	5	: 5		○
		食品化学	男女	5	: 5		○
		食物文化	男女	5	: 5		○
52	那須清峰高校	機械	男女	6	: 4		○
		建設工学	男女	6	: 4		○
		電気	男女	6	: 4		○
		電子機械	男女	6	: 4		○
		情報技術	男女	6	: 4		○
		商業	男女	6	: 4		○
53	那須高校	普通	男女	6	: 4		○
		リゾート観光	男女	6	: 4		○
54	黒磯高校	普通	男女	8	: 2		
55	黒磯南高校	普通	男女	6	: 4		
		英語	男女	6	: 4		
56	矢板高校 (仮称)	農業経営	男女	5	: 5		○
		機械	男女	5	: 5		○
		電子	男女	5	: 5		○
		栄養食物	男女	5	: 5		○
		社会福祉	男女	5	: 5		○
57	矢板東高校	普通	男女	8	: 2		
58	高根沢高校	普通	男女	5	: 5		○
		商業	男女	5	: 5		○
59	さくら清修高校	総合学科	男女	7	: 3		

(別表5)

## 推薦入学を実施する学校の定員の割合及び選抜の方法等（全日制課程）

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	推 薦 入 学							
				推薦入学の 定員の割合	面接の形式			作文・小論文の実施について			
					個 面 接	集 団 接		作 文	小 論 文	所 要 時 間	文 字 数
1	宇都宮高校	普通	男	10%程度	○				○	60分	500～700字
2	宇都宮東高校	普通	男女	実施しない							
3	宇都宮南高校	普通	男女	20%程度	○				○	50分	500～600字
4	宇都宮北高校	普通	男女	10%程度	○				○	50分	510～600字
5	宇都宮清陵高校	普通	男女	20%程度	○				○	50分	500～600字
6	宇都宮女子高校	普通	女	実施しない							
7	宇都宮中央女子高校	普通	女	10%程度	○				○	50分	500～600字
		総合家庭	女	20%程度	○				○	50分	500～600字
8	宇都宮白楊高校	農業経営	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		生物工学	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		食品科学	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		農業工学	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		情報技術	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		流通経済	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
		服飾デザイン	男女	30%程度	○				○	40分	500～600字
9	宇都宮工業高校 (仮称)	機械システム	男女	30%程度	○			○		30分	400～600字
		電気情報システム	男女	30%程度	○			○		30分	400～600字
		建築デザイン	男女	30%程度	○			○		30分	400～600字
		環境建設システム	男女	30%程度	○			○		30分	400～600字
10	宇都宮商業高校	商業	男女	30%程度	○			○		45分	400～500字
		情報処理	男女	30%程度	○			○		45分	400～500字
11	鹿沼高校	普通	男女	20%程度	○			○		40分	370～400字
12	鹿沼東高校	普通	男女	20%程度	○			○		40分	500～600字
13	鹿沼南高校	普通	男女	30%程度	○			○		30分	350～400字
		食料生産	男女	30%程度	○			○		30分	350～400字
		環境緑地	男女	30%程度	○			○		30分	350～400字
		ライフデザイン	男女	30%程度	○			○		30分	350～400字
14	鹿沼商工高校	情報科学	男女	30%程度	○			○		40分	360～400字
		商業	男女	30%程度	○			○		40分	360～400字
15	今市高校	総合学科	男女	20%程度	○			○		50分	600字程度
16	今市工業高校	機械	男女	30%程度	○			○		30分	300～400字
		電気	男女	30%程度	○			○		30分	300～400字
		建設工学	男女	30%程度	○			○		30分	300～400字
17	日光明峰高校	普通	男女	30%程度	○			○		30分	300～400字
18	上三川高校	普通	男女	30%程度	○	○	○			30分	400字程度
19	石橋高校	普通	男女	20%程度	○			○		50分	500～700字
20	小山高校	普通	男女	20%程度	○			○		50分	600～800字
		数理科学	男女	20%程度	○			○		50分	600～800字
21	小山南高校	普通	男女	30%程度	○			○		30分	400字程度
		スポーツ	男女	50%程度	○			○		30分	400字程度
22	小山西高校	普通	男女	20%程度	○			○		60分	600～800字

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	推薦入学						
				推薦入学の定員の割合	面接の形式		作文・小論文の実施について			
					個人面接	集団面接	作文	小論文	所要時間	文字数
23	小山北桜高校	園芸科学	男女	30%程度	○		○		30分	400～500字
		造園土木	男女	30%程度	○		○		30分	400～500字
		建築システム	男女	30%程度	○		○		30分	400～500字
		総合ビジネス	男女	30%程度	○		○		30分	400～500字
		生活文化	男女	30%程度	○		○		30分	400～500字
24	小山城南高校	総合学科	男女	30%程度	○		○		40分	450～500字
25	栃木高校	普通	男	10%程度	○			○	60分	600～700字
26	栃木女子高校	普通	女	10%程度	○		○		30分	540～600字
27	栃木農業高校	農業	男女	30%程度	○	○				
		生物工学	男女	30%程度	○	○				
		農業土木	男女	30%程度	○	○				
		食品化学	男女	30%程度	○	○				
		生活科学	女	30%程度	○	○				
28	栃木工業高校	機械	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		電気・電子	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		情報技術	男女	30%程度	○		○		30分	400字
29	栃木商業高校	商業	男女	30%程度	○		○		30分	400～480字
		情報処理	男女	30%程度	○		○		30分	400～480字
30	栃木翔南高校	普通	男女	20%程度	○			○	50分	600～650字
31	壬生高校	普通	男女	30%程度	○	○	○		30分	380～420字
32	佐野高校	普通	男女	30%程度	○	○	○		50分	500～600字
33	佐野東高校(仮称)	普通	男女	20%程度	○			○	50分	500～600字
34	佐野松桜高校 (仮称)	情報制御	男女	30%程度	○		○		30分	350～400字
		商業	男女	30%程度	○		○		30分	350～400字
		家政	男女	30%程度	○		○		30分	350～400字
		社会福祉	男女	30%程度	○		○		30分	350～400字
35	足利高校	普通	男	10%程度	○		○		50分	500～600字
36	足利南高校	総合学科	男女	30%程度	○		○		40分	400～500字
37	足利女子高校	普通	女	20%程度	○		○		40分	400～600字
38	足利工業高校	機械	男女	30%程度	○		○		30分	400字以内
		電気	男女	30%程度	○		○		30分	400字以内
		産業デザイン	男女	30%程度	○		○		30分	400字以内
		電子機械	男女	30%程度	○		○		30分	400字以内
39	足利清風高校	普通	男女	30%程度	○		○		30分	340～400字
		商業	男女	30%程度	○		○		30分	340～400字
		情報処理	男女	30%程度	○		○		30分	340～400字
40	真岡高校	普通	男	10%程度	○			○	50分	550～600字
41	真岡女子高校	普通	女	20%程度	○			○	50分	600～800字
42	真岡北陵高校	生物生産	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		農業機械	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		食品科学	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		総合ビジネス	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		教養福祉	男女	30%程度	○		○		30分	400字

番号	学校名	学科(系・科)名	男女	推薦入学						
				推薦入学の定員の割合	面接の形式		作文・小論文の実施について			
					個人面接	集団面接	作文	小論文	所要時間	文字数
43	真岡工業高校	機械	男女	30%程度	○		○		30分	300~500字
		生産機械	男女	30%程度	○		○		30分	300~500字
		電子	男女	30%程度	○		○		30分	300~500字
		建設	男女	30%程度	○		○		30分	300~500字
44	益子芳星高校	普通	男女	30%程度	○		○		40分	350~400字
45	茂木高校	総合学科	男女	20%程度	○	○	○		40分	500~600字
46	烏山高校	普通	男女	20%程度	○			○	50分	500~600字
47	馬頭高校	普通	男女	30%程度	○		○		30分	400~600字
		水産	男女	30%程度	○		○		30分	400~600字
48	大田原高校	普通	男	10%程度	○		○		30分	360~400字
49	大田原女子高校	普通	女	30%程度	○		○		40分	540~600字
50	黒羽高校	普通	男女	30%程度	○		○		45分	400~600字
51	那須拓陽高校	普通	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
		農業経営	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
		生物工学	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
		食品化学	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
		食物文化	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
52	那須清峰高校	機械	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
		建設工学	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
		電気	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
		電子機械	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
		情報技術	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
		商業	男女	30%程度	○		○		30分	300~400字
53	那須高校	普通	男女	30%程度	○	○	○		30分	380~420字
		リゾート観光	男女	30%程度	○	○	○		30分	380~420字
54	黒磯高校	普通	男女	30%程度	○		○		40分	550~600字
55	黒磯南高校	普通	男女	30%程度	○		○		30分	400~440字
		英語	男女	30%程度	○		○		30分	400~440字
56	矢板高校 (仮称)	農業経営	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		機械	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		電子	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		栄養食物	男女	30%程度	○		○		30分	400字
		社会福祉	男女	30%程度	○		○		30分	400字
57	矢板東高校	普通	男女	20%程度	○	○	○		40分	500~600字
58	高根沢高校	普通	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
		商業	男女	30%程度	○		○		30分	400字程度
59	さくら清修高校	総合学科	男女	20%程度	○			○	50分	600字程度



### 栃木県立高等学校入学者選抜の方針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 入学者の選抜は、全日制課程及び定時制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、通信制課程については、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 3 全日制課程にあつては、その入学者の一部の選抜を、前項にかかわらず、中学校長から送付された調査書、推薦書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うことができる。
- 4 定時制課程にあつては、フレックス・ハイスクールにおいて、特別選抜を行うことができる。
- 5 学力検査は、栃木県教育委員会が作成した問題で行うものとし、その教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。
- 6 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うことができる。

#### 付 記

- 1 この選抜の方針は、平成17年度県立高等学校入学者選抜から適用する。

資料 2

入学の志願と通学区域(学区)について

以下は、栃木県立高等学校（以下「高等学校」という。）を受検する際に適用される「栃木県立高等学校の通学区域に関する規則」の概要である。

1 学区について

- (1) 全日制課程の普通科及び総合学科（ただし、中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科は除く。以下「全日制普通科等」という。）の学区は、\*別表第1のとおりとする。
- (2) 全日制課程の中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科、全日制課程の専門学科、定時制課程、通信制課程の学区は、県内全域とする。

2 入学の志願について

- (1) 全日制普通科等を受検する者は、その者の保護者（その者に保護者がいない場合は、その者。以下同じ。）が居住している市町の所属する学区内の高等学校を志願するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、学区外の高等学校を志願することができる。
- (2) 学区外の全日制普通科等を受検する場合、学区外の受検者が入学することができるのは、当該高等学校における当該学科の募集定員の25%までとする。
- (3) 全日制普通科等を受検する者の保護者が\*別表第2の調整地域にある市町に居住する場合は、それぞれ同表の高等学校の欄に掲げる高等学校を学区内の高等学校として受検することができる。

※課程、学科等と学区の関係

課程	学科等	学区等
全日制課程	○全日制普通科等 普通科及び総合学科（中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科は除く。）	別表第1及び別表第2のとおり
	○中高一貫教育に係る併設型高等学校に設置された普通科 ○専門学科	県内全域
定時制課程 通信制課程	○全学科	

\*別表第1

学 区	市 町 村	学 区 内 の 高 等 学 校
宇都宮学区	宇都宮市	栃木県立宇都宮高等学校 栃木県立宇都宮南高等学校 栃木県立宇都宮北高等学校 栃木県立宇都宮清陵高等学校 栃木県立宇都宮女子高等学校 栃木県立宇都宮中央女子高等学校
上都賀学区	鹿沼市 日光市 西方町	栃木県立鹿沼高等学校 栃木県立鹿沼東高等学校 栃木県立日光明峰高等学校 栃木県立今市高等学校 栃木県立鹿沼南高等学校
下都賀学区	栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町 岩舟町	栃木県立栃木高等学校 栃木県立栃木女子高等学校 栃木県立栃木翔南高等学校 栃木県立小山高等学校 栃木県立小山南高等学校 栃木県立小山西高等学校 栃木県立小山城南高等学校 栃木県立上三川高等学校 栃木県立壬生高等学校 栃木県立石橋高等学校
安 足 学 区	足利市 佐野市	栃木県立足利高等学校 栃木県立足利南高等学校 栃木県立足利女子高等学校 栃木県立足利清風高等学校 栃木県立佐野東高等学校(仮称)
芳 賀 学 区	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	栃木県立真岡高等学校 栃木県立真岡女子高等学校 栃木県立益子芳星高等学校 栃木県立茂木高等学校
那 須 学 区	大田原市 那須塩原市 那須町	栃木県立大田原高等学校 栃木県立大田原女子高等学校 栃木県立黒磯高等学校 栃木県立黒磯南高等学校 栃木県立黒羽高等学校 栃木県立那須高等学校 栃木県立那須拓陽高等学校
塩 谷 ・ 南 那 須 学 区	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町	栃木県立矢板東高等学校 栃木県立高根沢高等学校 栃木県立さくら清修高等学校 栃木県立烏山高等学校 栃木県立馬頭高等学校

\*別表第2

調 整 地 域	高 等 学 校
宇都宮市	栃木県立上三川高等学校 栃木県立壬生高等学校 栃木県立石橋高等学校 栃木県立高根沢高等学校 栃木県立さくら清修高等学校
さくら市 下野市 上三川町 芳賀町 壬生町 高根沢町	栃木県立宇都宮高等学校 栃木県立宇都宮南高等学校 栃木県立宇都宮北高等学校 栃木県立宇都宮清陵高等学校 栃木県立宇都宮女子高等学校 栃木県立宇都宮中央女子高等学校

### 資料 3

#### 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定（抜粋）

福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、群馬県教育委員会、埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会（以下「協定県教育委員会」という。）は、隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校（市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。）（以下「公立高等学校」という。）への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

##### （入学志願）

第1条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は、当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一家転住その他特別な事情のある者については、県立高等学校長は、隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合、当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては、別に定めることができる。

##### （平等の取扱い）

第2条 県立高等学校長は、隣接県からの入学志願者について、県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

##### （併願の禁止）

第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は、出願に際し、県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし、第2次募集又は再募集以後の出願においては、この限りでない。

##### （市町村立高等学校等との関係）

第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては、該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と、当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ、別に定める。

2 前項に規定する調整の結果、隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は、この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

##### （細部の委任）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

##### （適用）

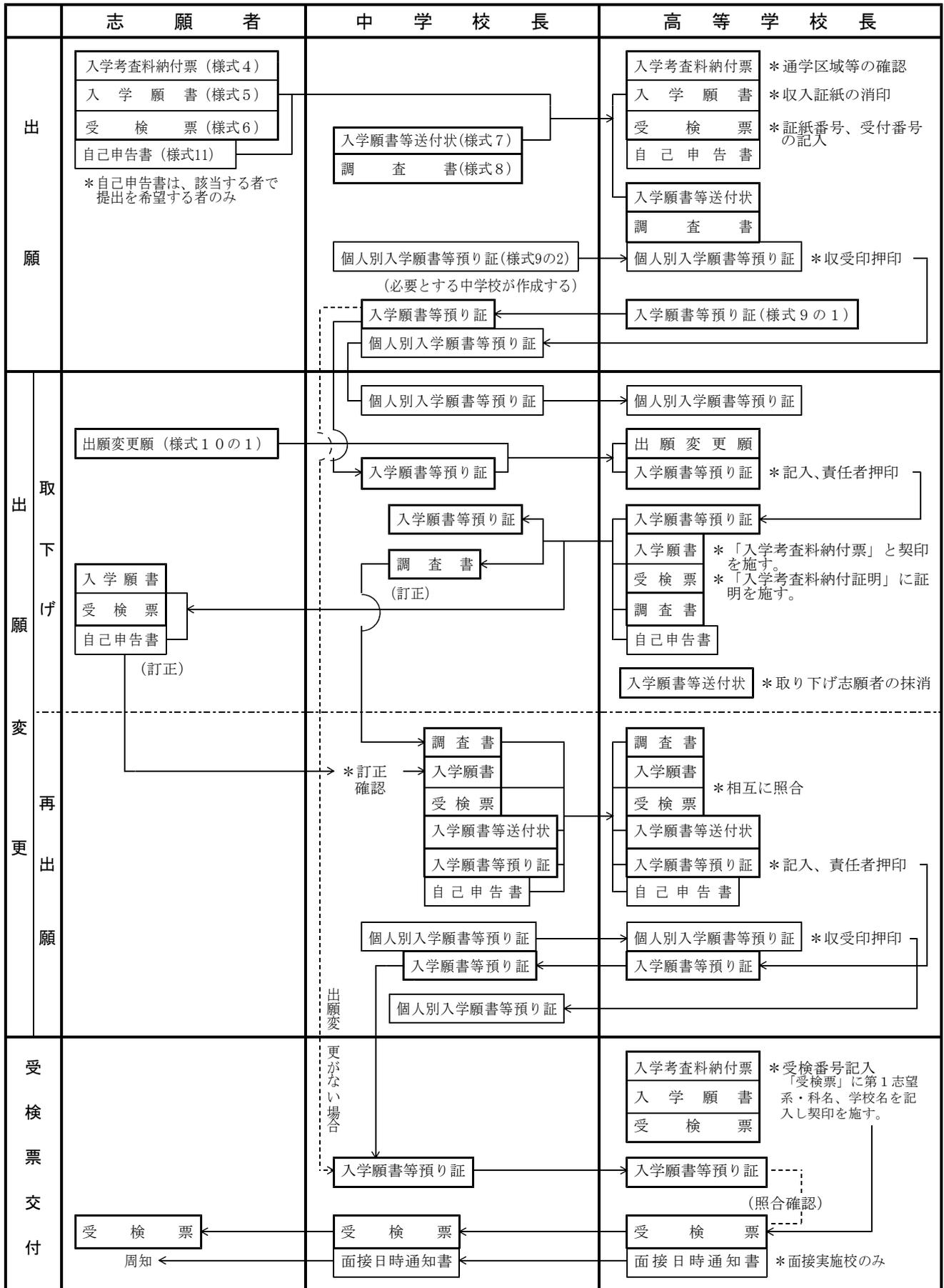
第6条 この協定は、平成19年4月1日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

## 平成23年度隣接県協定内容（概要）

内容 県名	隣接学区・地域		協定内容
	他県学区・地域	栃木県学区	
福島県	県南学区固定区	那須学区	普通科、総合学科－募集定員の100分の3以内（学区外からの入学者に含める） 他の学科－募集定員の100分の12以内
	会津学区固定区	那須学区 上都賀学区	
埼玉県	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市のうち旧川里町の地域	下都賀学区	募集定員の100分の10以内
茨城県	水戸市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町	那須学区 塩谷・南那須学区 芳賀学区	募集定員の100分の25以内  (学区外からの入学者に含める)
	古河市 結城市 下妻市 常総市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東市 桜川市 つくばみらい市 八千代町 五霞町 境町	下都賀学区 芳賀学区	
群馬県	太田市のうち旧藪塚本町を除く地域 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	下都賀学区 安足学区	募集定員の100分の10以内
	桐生市 太田市のうち旧藪塚本町の地域 みどり市	上都賀学区 安足学区	

※ 栃木県の推薦入学においては、いずれの県の隣接学区・地域からの志願も専門学科に限るものとする。

出願の手続と処理 (全日制課程)



(注) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者の提出書類は、志願者本人が志願先高等学校に直接提出する。

